

経税部だより

定率法減価償却率の改定

みのり税理士法人 公認会計士・税理士 上野 精一

減価償却の目的と効果

会計上の損益計算をする上で当該事業年度の費用とされるのは、モノやサービスが消費され、以後の経営活動に貢献しなくなった価値です。この観点から、土地を除く建物、機械などの固定資産はその消費が長期間に及び、かつ金額的に多額であるため、原則的に何らかの会計上の仮定を設けて年度ごとの費用額を計算する必要があります。その会計上の仮定が減価

減価償却費の計算方法

減価償却費の計算方法は、一定の償却方法(一般には、定額法と定率法)と取得価額を基に、その資産について選定した一定の償却方法によって計算した、償却限度額に達するまでの金額を、減価償却費として各事業年度の費用として計上します。この改定は、法人・個人とも共通ですが、事務

減価償却資産は使用されることで収益に貢献するわけですが、収益は最終的にはキャッシュで回収されることになり、これを償借対照表の資産の観点から見ると、固定資産が減価償却されることで各事業年度の費用として計上し、利益を含めて回収される相手方に移りますが、固定資産の場合は所有権が相手方に移りませんが、利益を返すという点で、医療機器等の固定資産の貢献が、医療サービスに付加価値を付けたという点でシユ(流動資産)として

減価償却制度の改正 負担の軽減を図るための措置が講じられていますが、平成24年4月1日以前に開始する事業年度(平成24年4月1日以後最初に取得する減価償却資産について定率法を採用する場合で、改正事業年度(個人は平成24年度)においては、原則資産の取得日に応じて「200%定率法」と「250%定率法」のそれぞれの償却

方法により償却の必要がありませんが、その減価償却資産を平成24年3月31日以前に取得されたものとみなして、「250%定率法」により償却できることとなります。なお、「250%定率法」を適用している減価償却資産について、「200%定率法」の償却率により償却を行うと、当初の耐用年数よりも償却年数が伸びることになるため、償却限度額の計算にあたっては以下のように考える必要があります。

最新の技術を駆使した高効率な省エネ設備等への投資を重点的に支援する「環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)」は、平成26年3月31日までが適用期間で、期間内に対象設備を取得し、かつ1年以内に事業の用に供した場合に①取得価額の30%特別償却または②7%税額控除の選択税制の優遇措置があります。これは、高効率照明(LED)設備等が要件を満たす場合が考えられます。また、太陽光発電設備等に関しては、平成25年3月31日までに一定の要件を満たす設備を取得等し、買取制度の認定発電設備に該当するものに限って、即時償却も選択可能となります。

〔資料1〕

平成24年4月1日以後に取得をされた減価償却資産の定率法の償却率、改定償却率及び保証率の表(耐用年数省令別表第十)

耐用年数	償却率	改定償却率	保証率
2	1.000	—	—
3	0.667	1.000	0.11089
4	0.500	1.000	0.12499
5	0.400	0.500	0.10800
6	0.333	0.334	0.09911
7	0.286	0.334	0.08680
8	0.250	0.334	0.07909
9	0.222	0.250	0.07126
10	0.200	0.250	0.06552
11	0.182	0.200	0.05992
12	0.167	0.200	0.05566
13	0.154	0.167	0.05180
14	0.143	0.167	0.04854
15	0.133	0.143	0.04565
16	0.125	0.143	0.04294
17	0.118	0.125	0.04038
18	0.111	0.112	0.03884
19	0.105	0.112	0.03693
20	0.100	0.112	0.03486
21	0.095	0.100	0.03335
22	0.091	0.100	0.03182
23	0.087	0.091	0.03052
24	0.083	0.084	0.02969
25	0.080	0.084	0.02841
26	0.077	0.084	0.02716
27	0.074	0.077	0.02624
28	0.071	0.072	0.02568
29	0.069	0.072	0.02463
30	0.067	0.072	0.02366
31	0.065	0.067	0.02286
32	0.063	0.067	0.02216
33	0.061	0.063	0.02161
34	0.059	0.063	0.02097
35	0.057	0.059	0.02051
36	0.056	0.059	0.01974
37	0.054	0.056	0.01950
38	0.053	0.056	0.01882
39	0.051	0.053	0.01860
40	0.050	0.053	0.01791
41	0.049	0.050	0.01741
42	0.048	0.050	0.01694
43	0.047	0.048	0.01664
44	0.045	0.046	0.01664
45	0.044	0.046	0.01634
46	0.043	0.044	0.01601
47	0.043	0.044	0.01532
48	0.042	0.044	0.01499
49	0.041	0.042	0.01475
50	0.040	0.042	0.01440

(注) 耐用年数省令別表第十には、耐用年数100年までの計数が掲げられています。

〔資料2〕

減価償却資産の旧定額法、旧定率法、定額法及び定率法(平成19年4月1日～平成24年3月31日取得)の償却率、改定償却率及び保証率の表(耐用年数省令別表第七、別表第八、別表第九)

耐用年数	平成19年3月31日以前取得		耐用年数	平成19年4月1日以後取得	平成19年4月1日～平成24年3月31日取得		
	旧定額法償却率	旧定率法償却率			耐用年数	定額法償却率	保証率
2	0.500	0.684	2	0.500	2	1.000	—
3	0.333	0.536	3	0.334	3	0.833	0.02789
4	0.250	0.438	4	0.250	4	0.625	0.05274
5	0.200	0.369	5	0.200	5	0.500	0.06249
6	0.166	0.319	6	0.167	6	0.417	0.05776
7	0.142	0.280	7	0.143	7	0.357	0.05496
8	0.125	0.250	8	0.125	8	0.313	0.05111
9	0.111	0.226	9	0.112	9	0.278	0.04731
10	0.100	0.206	10	0.100	10	0.250	0.04448
11	0.090	0.189	11	0.091	11	0.227	0.04123
12	0.083	0.175	12	0.084	12	0.208	0.03870
13	0.076	0.162	13	0.077	13	0.192	0.03633
14	0.071	0.152	14	0.072	14	0.179	0.03389
15	0.066	0.142	15	0.067	15	0.167	0.03217
16	0.062	0.134	16	0.063	16	0.156	0.03063
17	0.058	0.127	17	0.059	17	0.147	0.02905
18	0.055	0.120	18	0.056	18	0.139	0.02757
19	0.052	0.114	19	0.053	19	0.132	0.02616
20	0.050	0.109	20	0.050	20	0.125	0.02517
21	0.048	0.104	21	0.048	21	0.119	0.02408
22	0.046	0.099	22	0.046	22	0.114	0.02296
23	0.044	0.095	23	0.044	23	0.109	0.02226
24	0.042	0.092	24	0.042	24	0.104	0.02157
25	0.040	0.088	25	0.040	25	0.100	0.02058
26	0.039	0.085	26	0.039	26	0.096	0.01989
27	0.037	0.082	27	0.038	27	0.093	0.01902
28	0.036	0.079	28	0.036	28	0.089	0.01866
29	0.035	0.076	29	0.035	29	0.086	0.01803
30	0.034	0.074	30	0.034	30	0.083	0.01766
31	0.033	0.072	31	0.033	31	0.081	0.01688
32	0.032	0.069	32	0.032	32	0.078	0.01655
33	0.031	0.067	33	0.031	33	0.076	0.01585
34	0.030	0.066	34	0.030	34	0.074	0.01532
35	0.029	0.064	35	0.029	35	0.071	0.01532
36	0.028	0.062	36	0.028	36	0.069	0.01494
37	0.027	0.060	37	0.028	37	0.068	0.01425
38	0.027	0.059	38	0.027	38	0.066	0.01393
39	0.026	0.057	39	0.026	39	0.064	0.01370
40	0.025	0.056	40	0.025	40	0.063	0.01317
41	0.025	0.055	41	0.025	41	0.061	0.01306
42	0.024	0.053	42	0.024	42	0.060	0.01261
43	0.024	0.052	43	0.024	43	0.058	0.01248
44	0.023	0.051	44	0.023	44	0.057	0.01210
45	0.023	0.050	45	0.023	45	0.056	0.01175
46	0.022	0.049	46	0.022	46	0.054	0.01175
47	0.022	0.048	47	0.022	47	0.053	0.01153
48	0.021	0.047	48	0.021	48	0.052	0.01126
49	0.021	0.046	49	0.021	49	0.051	0.01102
50	0.020	0.045	50	0.020	50	0.050	0.01072

(注) 耐用年数省令別表第七、別表第八及び別表第九には、耐用年数100年までの計数が掲げられています。

その他の留意事項

となります。

なお、取得価額が10万円以上30万円未満の減価償却資産について、その取得価額の合計額のうち300万円に達するまでの金額を費用に算入できる中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例適用期限は、2年延長(平成26年3月31日まで)されることとなりました。医療機器等の取得に際して、購入かリースかという点に関しても、現行は支払リース料を損金経理した場合にも、税務上は減価償却費と扱われますので、年払いしても全額損金となる短期前払費用には該当しないので注意が必要です。